

公益財団法人兵庫県馬術連盟会員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人兵庫県馬術連盟(以下「兵庫県馬連」という。)の会員が遵守すべき倫理に関する事項を定めることにより、もって兵庫県馬連に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(会員及び基盤団体の範囲など)

第2条 この規程において、「会員」とは、一般財団法人兵庫県馬術連盟・会員規程 第1条に規定する会員をいう。

2. 「基盤団体」とは、兵庫県馬連に所属する加盟乗馬クラブ及び学校馬術部をいう。
3. この規程において、「事実調査」とは、会員及び関係者からの事情聴取、資料等の提出を求めることなど事実を明らかにするために行われる一切の行為をいう。

(基本的責務)

第3条 会員は、定款第3条に規定する兵庫県馬連の目的を達成するため、その使命にふさわしい倫理を自覚して行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 会員は、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自らの私的な利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

2. 会員は、暴力行為、イジメ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、差別、暴言、その他人権尊重の精神に反する言動を行ってはならない。
3. 会員は、暴力団など反社会的勢力の構成員となってはならず、反社会的勢力と交際及び取引してはならない。
4. 会員は、賭博、強盗、恐喝、窃盗、強制わいせつ、暴行など刑事犯罪を犯してはならない。
5. 会員は、麻薬及び向神経薬取締法に違反する行為を行ってはならない。
6. 会員は、名誉を重んじ、常に品位を高め兵庫県馬連の信頼を維持するよう努めなければならない。
7. 会員は、正当な理由なく第9条の事実調査を拒んではならない。

(倫理委員会)

第5条 兵庫県馬連倫理委員会が、この規程の実行性を確保する事務を行う。

2. 基盤団体に所属する会員の事案については、倫理委員会の指示を受け基盤団体の代表者と協調して第9条に規定する事実調査を行う。

(苦情相談の申し出)

第6条 会員は、倫理委員会に対して会員 に関する苦情相談を申し出ることができる。

(基盤団体の責務)

第7条 基盤団体は、基盤団体に所属する者の事案に関し、誠実に倫理問題を処理しなければならない。

2. 基盤団体に所属する者で会員でない者の事案については、当該基盤団体が誠実に対応する。
3. 基盤団体は、前条により会員に関する苦情の相談があったときは、速やかに県馬連倫理委員会に報告し、倫理委員と協調して事実調査などに対応しなければならない。
4. 基盤団体は、前項の事実調査を行い、会員である基盤団体に所属する者に対して懲罰を科した場合には、その内容を兵庫県馬連に報告しなければならない。

(懲罰の種類)

第8条 本規程による懲罰の種類は次のとおりとする。

(1)除名 (2)資格、登録の取り消し (3)資格、登録の停止 (4)戒告

(処分等)

第9条 会員に第4条の規定に違反するおそれがあると認められる場合、倫理委員会は直ちに事実調査を開始し、その行為を防止する。

2. 会員に第4条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当な理由がある場合、倫理委員会は、直ちに事実調査を行う。
3. 前2項の調査の結果、会員に第4条の規定に違反する行為があったと認められた場合、会長は、倫理委員会の報告を受けて理事会に諮り、第8条に規定する懲罰を科す等の必要な措置を講ずるものとする。ただし、除名については定款の定めに従う。
4. 兵庫県馬連は、処分を決定した場合には、懲罰対象者ならびに所属する基盤団体にただちに処分内容、処分理由を通知する。
5. 兵庫県馬連は、苦情申立者に調査、処分等の結果を文書にて通知する。
6. 兵庫県馬連は、基盤団体に対して、監督責任を問うことができる。

(利害関係者の排除)

第10条 苦情申立者又は懲罰対象者と利害関係にある者は、当該事案処理の対応にあたることはできない。

(苦情申立者のプライバシー保護)

第 11 条 当該事案における苦情申立者の個人情報の取り扱いは、兵庫県馬連 プライバシーポリシーによるほか、必要な場合を除いて匿名とする。

(苦情申立者に対する不利益扱いの禁止)

第 12 条 兵庫県馬連は、苦情申立者が申立をしたことを理由に、苦情申立者等に対して不利益な取扱いをしないものとする。

2. 兵庫県馬連は、苦情申立者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、本規程により処分することができる。

(不正目的の申立の禁止)

第 13 条 苦情申立者は、不正の利益を得る目的、兵庫県馬連又は第三者に損害を与える目的、その他不正の目的で申立を行ってはならない。

2. 兵庫県馬連は、前項に該当する申し立てを行った者に対し、本規程により処分することができる。

(懲罰対象者の弁明・仲裁付託)

第 14 条 兵庫県馬連による最終的な処分決定にあたっては、最終決定以前に、懲罰対象者に弁明の機会が与えられる。

2. 兵庫県馬連の最終的な処分決定に対し、当該者は一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することができる。

(復権)

第 15 条 除名又は資格、登録取り消しの処分を受けた会員が、再度資格取得又は登録しようとする場合は、違反行為をしない旨の誓約書を提出し、理事会で決定されるものとする。

(その他)

第 16 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人兵庫県馬術連盟の設立の登記の日(平成 26 年 4 月 1 日)から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(第 1 条~第 16 条)